

「熊本城 REVIVAL2026」春企画展業務 基本仕様書

1 委託業務名

「熊本城 REVIVAL2026」春企画展業務委託

2 業務の目的

本市では平成28年4月の熊本地震発災後、震災復興計画を策定し、5つの復興重点プロジェクトの1つとして、熊本のシンボルである特別史跡熊本城跡の復旧に取り組んできた。

令和8年度に、熊本地震から10年という節目を迎えるにあたり、本市の復旧・復興を振り返り、熊本城及び周辺地域において一年を通じて四季ごとに「振り返り」「追悼」「感謝と恩返し」「伝承」をテーマとした関連イベント（総称：熊本城 REVIVAL2026）を実施する。

本業務は、その春のイベントとして「記憶」をテーマに市民によるこれまでの復興活動および国内外からの支援に対する感謝を表すとともに、熊本城の更なる復旧に向けた関心と協力を促進し、震災の風化防止と後世への継承、ならびに被災・復興への意識醸成を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年（2026年）7月31日（金）まで

4 事業実施期間

令和8年（2026年）4月11日（土）から同年5月6日（水・祝日）まで

5 委託業務の内容

（1）「熊本城10年の歩み」企画展に向けた企画および実施

熊本地震から10年の節目にあたり、熊本城を核とした復旧および復興の記録展示を企画・実施する。展示は、震災当時から現在に至るまでの復旧の歩みを振り返り、復興を願い歩んでゆく人々の姿をクローズアップする内容とする。

展示計画案の作成

- （ア）熊本城内の「闇り通路」から天守閣前広場にかけての動線上において、パネル、モニター、体験型コンテンツ等を活用した展示・出展の計画案を作成すること。
- （イ）展示は来城者の動線に沿って配置し、全体のストーリー性を損なわない構成とすること。
- （ウ）本企画展は屋外での実施となるため、展示物および機材に対する防水・耐候性等の対策についても明記すること。
- （エ）展示については天守閣や石垣等への眺望や観察を阻害しない配置にすること。

展示の基本構成

本企画展は熊本地震から10年の節目にあたり、熊本城を核とした復興の記録を振り返るものである。展示は以下の3つの視点から構成すること。

（ア）感謝

熊本地震以降、熊本城の復旧・復興に尽力してきた工事関係者、職人、市民、支援

者等への感謝の思いを伝える。

(イ) 振り返り

発災当時の状況や被害の様子、熊本城の損壊状況などを展示・再現し、震災の記憶を共有する。

(ウ) 立ち直り

復興を願い、歩みを進めてきた市民の活動や、工事に携わる職人、関係者の姿を通して、熊本城と地域の再生の過程を描く。

素材収集計画案の作成

(ア) 本企画展に使用する写真・映像等の視覚素材については展示テーマに沿った内容を以下のような多様な情報源から収集・選定すること。また、その計画案を作成すること。

- ・自治体、観光協会、博物館等の公的機関
- ・地元住民・関係者からの提供素材（インタビュー・記録映像等）
- ・過去の報道資料 など

(イ) 収集した素材については展示目的に応じて適切な編集・加工を行い、来城者にとって視認性・理解度の高い資料として展示すること。なお、使用する素材については著作権・肖像権等の権利関係を確認のうえ、必要に応じて使用承諾を取得すること。

計画調整業務

(ア) 計画調整業務として、工程表の作成、スケジュールの調整、会場レイアウトおよび熊本城内・周辺地域における導線に関する事項、関係団体等の連絡・調整を実施すること。

(イ) 設置機器の動作に必要な電気工事等については、全ての施工を含むものとする。

(ウ) 運営体制の確保として、業務を効率的および効果的に行うために必要となる人員の配置・管理・物品等を調達し、適切な運営体制を確保すること。

運営の実施

(ア) 上記企画に必要な設備・装飾・備品の設営・撤去に必要な確認や手続きは受託者にて行うものとし、疑義が生じた場合は委託者と協議を行うこと。

(イ) 開催場所における説明・案内誘導、人員整理、警備スタッフ等の配置および安全管理を行い、火災・事故発生時の緊急対策、台風・大雨等の災害時の対応も考慮した運営を行うこと。

(ウ) 企画の実施に必要な設備・装飾・備品の設営・撤去に必要な確認や手続きは受託者にて行うものとし、疑義が生じた場合は委託者と協議を行うこととする。

【留意事項】

「４．事業実施期間」のうち、熊本城の開園時間（９：００～１７：００）を想定し、詳細については別途協議により決定するもの。

企画には、来城者が体験・参加できる要素を盛り込むこととする。

特別史跡熊本城跡の構成要素である石垣、建造物、地下遺構等に毀損が及ばないこと、また毀損を防止する対策が十分に配慮されていること。

展示物を含む仮設物の設置等について文化財の現状を変更する場合は、あらかじめ許可を得ること。

熊本城の管理運営に支障を及ぼさないこと。

「熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱」第２条に掲げる許可基準を全て満たす企画内容とすること。

イベントの運営にあたっては、来城者の安全等も考慮しながら適切なスタッフ人数を充てることとし、運営計画等を熊本市と事前に十分協議すること。

(2) 効果測定

本事業において、企画展実施に伴う効果測定を行うこと。来城者を対象に、来訪地域、性別、年齢層などの情報を最も適切な手法によりデータ収集・分析を行うこと。また、業務途中での中間報告および業務終了後に全体を通した報告書による結果報告を行うこと。

6 提案上限額

10,000千円(消費税及び地方消費税を含む)

7 著作権に係る留意事項

各企画におけるデザイン等の制作に当たり、第三者(熊本市及び受託業者以外の者)が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。

本業務で制作した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)については熊本市に帰属するものとし、本業務以外の業務にて使用する場合がある。

本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら熊本市の責に帰する場合を除き、受注者は、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

8 守秘義務

受託者は、委託者が承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。なお、本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

9 一般事項

受託者は、委託者、関係者及び関係機関等と十分に調整のうえ、連携を密にしつつ、効率的、効果的に業務を進めること。

受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。

受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により市に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

本業務の実施に当たり疑義が生じた場合や、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者、受託者協議の上、業務を進めること。

1 0 事業実施報告

業務実施報告書 6 部

本業務における各業務内容の実施状況・結果及び作成資料等を取りまとめた業務実施報告書を作成すること。

イベントの写真素材・動画データ

報告書電子データ（PDF 及び Microsoft office Word または Excel、PowerPoint）

電子データについては電子記録媒体に 及び を格納のうえ、提出すること。

1 1 その他

業務内容の詳細については、相手方選定後、熊本市と協議して決定する。